

証券コード 4434
2019年5月14日

株 主 各 位

東 京 都 新 宿 区 揚 場 町 1 番 2 1 号
株 式 会 社 サ ー バ ー ワ ー ク ス
代表取締役社長 大 石 良

第 20 回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第20回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年5月28日（火曜日）午後7時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年5月29日（水曜日）午前10時

2. 場 所 東京都新宿区揚場町1番21号
飯田橋升本ビル2階
当社本店 会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項 第20期（2018年3月1日から2019年2月28日まで）事業報告及び
計算書類報告の件

決議事項

議案 取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.serverworks.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

〔2018年3月1日から
2019年2月28日まで〕

I. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善を背景に緩やかな回復が続いているものの一部に弱さも見られ、通商問題の動向が世界経済に与える影響や、海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響等が懸念される状況で推移いたしました。

当社を取り巻く国内ITサービス市場においては、IoT^(注1)、AI^(注2)などのデジタルトランスフォーメーション（DX）に関連するシステム投資が一層その存在感を強めております。柔軟性と変化対応のスピードが要求される新しいビジネス領域は、パブリッククラウドに支えられた新たなデジタル技術を前提として拡大しており、当該市場は今後も堅調な成長が見込まれます。

パブリッククラウド市場をけん引するAmazon Web Services（以下「AWS^(注3)」）の全世界売上高（2018年12月期）は前年比+47%の257億ドル、営業利益は前年比+68%の73億ドルに到達し、依然高い成長率を維持しながら順調に市場を拡大しています。

このような状況の中、当社は、クラウド専門インテグレーターとして、Amazon Web Services（以下「AWS^(注3)」）を中心としたクラウド基盤に関するコンサルティング、基盤構築・運用、クラウドサービスの機能強化、並びにシェア獲得によるビジネスの拡大に尽力してまいりました。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高は4,477,879千円（前期比46.0%増）となりました。加えて、プロジェクトマネジメント強化による採算性改善と不採算案件の抑制努力の結果、売上総利益率が向上し、さらに、販売費及び一般管理費の抑制が奏功した結果、営業利益は335,663千円（同533.2%増）となり、経常利益は335,635千円（同769.9%増）となりました。関係会社株式の売却により特別利益207,053千円を計上した結果、当期純利益は356,719千円（同99.0%増）となりました。

なお、当社の事業はクラウド事業の単一セグメントのため、セグメントごとの記載はしていません。製品・サービス別の業績の概要は以下のとおりであります。

(クラウドインテグレーション)

クラウドインテグレーションは、新規顧客の獲得と大型案件の受注増に加え、既存顧客からの追加案件の受注などが奏功し、好調に推移しました。以上の結果、売上高は610,374千円（前期比63.9%増）となりました。

(リセール)

リセールは、既存顧客からの継続的な受注に加え、新規顧客の獲得と大口顧客のAWS利用料の増加も相まって、好調に推移しました。また、セキュリティを中心とするサービス・ソフトウェアのライセンス販売、自社サービスの販売も好調に推移しました。以上の結果、売上高は3,230,436千円（同46.7%増）となりました。

(MSP^(注3))

MSPは、既存顧客からの継続的な受注に加え、新規顧客の獲得と大型案件の受注増などが奏功し、契約数が順調に増加しました。以上の結果、売上高は579,705千円（同36.3%増）となりました。

(その他)

その他は、特定顧客向けサービスの縮小により、売上高は57,362千円（同13.0%減）となりました。

〔用語解説〕

- 注1. IoT: 「Internet of Things」の略称であります。コンピュータなどの情報通信機器だけでなく、世の中に存在する様々な物体（モノ）に通信機能を持たせ、相互に通信を行うことにより認識や制御を自動的に行うことを意味します。
- 注2. AI: 「Artificial Intelligence」の略称であります。日本では「人工知能」として知られております。従来から概念として広く知られた言葉ですが、膨大なデータの分析・解析・学習処理をクラウドベースで実現することにより現実味を帯びはじめています。
- 注3. AWS: 「Amazon Web Services」の略称であります。Amazon.com の関連会社である Amazon Web Services, Inc. が提供する、Web サービスを通じてアクセスできるよう整備されたクラウドコンピューティングサービス群の総称であります。
- 注4. MSP: 「Management Services Provider」の略称であります。顧客が AWS 上に展開した仮想サーバーやネットワークの監視・運用・保守等を請け負うサービスであります。

② 設備投資の状況

当事業年度において支出した設備投資の総額は50,912千円(無形固定資産を含む)であり、その主な内訳はAWS運用自動化サービス「Cloud Automator」の追加開発費用37,204千円によるものであります。また、当事業年度において重要な設備の除却又は売却等はありません。

③ 資金調達の状況

当社は2018年7月3日開催の取締役会決議に基づき、2018年7月31日に第三者割当増資による新株式の発行を行い、195,000千円の資金調達を行いました。
これにより資本金及び資本準備金がそれぞれ97,500千円増加しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 17 期 (2016年2月期)	第 18 期 (2017年2月期)	第 19 期 (2018年2月期)	第 20 期 (当事業年度) (2019年2月期)
売 上 高(千円)	1,536,071	2,294,970	3,066,175	4,477,879
経 常 利 益(千円)	4,162	50,678	38,585	335,635
当 期 純 利 益(千円)	2,320	203,531	179,249	356,719
1株当たり当期純利益 (円)	1.71	149.66	131.80	248.44
総 資 産(千円)	2,212,050	1,838,908	2,553,426	3,190,998
純 資 産(千円)	1,093,106	882,849	1,318,207	1,736,665
1株当たり純資産 (円)	803.75	649.14	969.26	1,165.54

(注) 1. 1株当たり当期純利益は期中の平均発行済株式数により、1株当たり純資産は期末発行済株式総数により算出しております。

2. 当社は、2015年12月9日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行い、2017年11月1日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行っております。第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 子会社の状況

該当事項はありません。

③ 重要な関連会社の状況

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	出資比率 (%)	関係内容
株式会社スカイ365	北海道札幌市 北区	98,200	MSP	37.31	MSPの業務委託 役員の兼任2名

(注) 「主要な事業の内容」欄には、当社の製品・サービス区分の名称を記載しております。

当事業年度において、重要な関連会社は株式会社スカイ365であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

流動資産合計	177,890
固定資産合計	2,316
繰延資産合計	61
流動負債合計	33,615
固定負債合計	—
純資産合計	146,653
売 上 高	289,355
税引前当期純利益金額	67,568
当期純利益金額	61,124

(4) 対処すべき課題

当社は、「クラウドで、世界をもっと、はたらきやすく」のビジョンを実現すべく、常に変化する経営環境、市場動向に的確に対処しながら、企業価値のさらなる向上に向けて事業展開をすすめてまいります。加えて、社内開発のほか他社との協業・業務提携等により、次なる収益の柱となる新規事業を積極的に開発・育成してまいります。

当社の属するクラウド市場は、複数のクラウドサービスを適材適所に使い分けるハイブリッド／マルチクラウドを利用してビジネスの強化を図るエンタープライズ分野の大規模ユーザーを中心に拡大し、本格的な普及期に入ったと認識しております。「技術の新規性」を訴求し「機能的価値」を提供して成長を実現した初期市場とは異なり、成長市場で持続的な成長を続けるためには環境の変化を超越した事業戦略の立案・実行力と持続的成長を支える経営基盤の強化が課題と認識しております。

このような状況を踏まえ、次のような課題を掲げて計画的かつ迅速に取り組んでまいります。

① クラウドビジネスの強化・拡大

当社はいち早くパブリッククラウド市場に参入し、AWSにおいてはAPN（注1）プレミアムコンサルティングパートナーの地位を継続して取得し、多数の新規顧客企業を獲得してまいりましたが、今後より一層クラウドの普及が進むことで、非クラウド市場において既存顧客企業を保有する大手企業が相次いで市場参入することが予測されます。成熟市場で成長を持続するためには、既存顧客企業との長期にわたる関係構築と利用量（料）の増加によるストック型ビジネスの強化が課題と認識しております。多数の案件の中から『収益率』『収益規模』『潜在成長性』の三要素を満たす顧客企業に対しては、上流のビジネスコンサルティングから運用負荷の軽減や最適化のためのマネージドサービスの提供まで、一貫したサービス提供を積極的に行ってまいります。

② 優秀な人材の確保・育成

当社が属するクラウド業界は、特に技術者（エンジニア）の人材不足が深刻化しております。当社の提供するサービスは、特に技術者の技術力に依るところが大きく、今後も市場拡大が見込まれる中で当社が成長を持続していくためには、優秀な技術者を安定的に確保し続けることが重要な課題であると認識しております。

そのため、当社では、リモートワーク・時短勤務制度の導入など、ダイバーシティ（働き方の多様性）に対応した施策を積極的に推進し、ワークライフバランスの実現を率先的に図ることにより、次世代を担う優秀な人材の獲得に努めてまいります。また同時に、社員の能力開発・向上のための研修、AWS認定資格（注2）取得補助の実施や人事評価制度の継続的改善運用など、従業員の能力を最大限に発揮させる仕組みを確立してまいります。

③ 自社クラウドサービスの機能向上による次世代MSPの強化

当社のAWS運用自動化サービス「Cloud Automator」は、顧客企業がクラウド導入パートナーを選定するにあたり当社を選択する、他社ベンダーとの差別化要因となっており、クラウドインテグレーション案件受注率向上に貢献していると認識しています。当社が今後も成長を持続していくためには他社ベンダーとの差別化が急務であり、サービスの優位性を高めるための機能強化・追加が必要不可欠であると認識しております。

また、クラウドコンピューティングの進展によって、企業は複雑化していくシステム開発への迅速な対応と、多岐にわたるシステム運用業務の運用品質・効率改善とコスト削減を同時並行的に高めていく必要に迫られています。これを解決する手段のひとつとして次世代MSPに注目が集まっています。当社ではAWS運用自動化サービス「Cloud Automator」の提供によって徹底した運用自動化を実現しておりますが、継続的なサービス品質の強化が必要不可欠であると認識しております。

そのため、市場環境や技術動向の変化に俊敏に対応し、顧客ニーズに迅速に対応するための機能強化、またそれを実現可能な開発体制の強化を図ってまいります。

④ 事業展開のグローバル化

当社は日本国内において継続的な事業拡大を図っておりますが、中長期的な視点から展開を見据えたさらなる業容の拡大を図るにあたり、日本国内のみならずAPAC、北米市場をにらんだグローバル市場への進出が重要になると考えており、海外マーケットにおける情報収集と当社サービスの認知度向上のためのマーケティング活動を開始しております。

⑤ 事業ポートフォリオの拡大

当社は、クラウド専門インテグレーターとして、クラウド基盤に関するコンサルティング、基盤構築、運用支援サービスを提供しておりますが、AWSがインフラプロバイダーから本格的なアプリケーションスタック（注3）を提供する企業に進化していることに伴い、当社もIaaS（注4）だけでなく、プラットフォームサービス（注5）の拡充を図っていく必要があると考えております。

そのため、ビッグデータ、IoT、AI、HPC（ハイパフォーマンス・コンピューティング）（注6）など、将来的に成長が期待される事業分野におけるクラウド導入コンサルティングサービスや導入支援サービス等、提供サービスのポートフォリオを強化していく方針であります。具体的には、AWSが提供するサービスを活用し、サーバーレス開発、仮想デスクトップサービス、ボイスアプリケーションやAIコールセンター等の開発及びコンサルティング・導入支援サービスを開始しております。

⑥ パートナー企業との協業推進

当社は、2013年9月に株式会社テラスカイと資本・業務提携を行い、同社と合併で設立した「株式会社スカイ365」においてMSP（マネージドサービスプロバイダ）における障害監視等の基本的な定型業務を委託しております。

また、2018年7月には、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社と資本業務提携を開始しております。株式会社エヌ・ティ・ティ・データとは、当社単独では獲得が困難な金融・公共案件等の大型案件の獲得を、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社とは、同社が提供する各種ネットワークサービスと当社クラウドサービスの組み合わせによる市場開拓を目的としております。

今後も、必要に応じて経営資源とノウハウを補完し合えるパートナーとの協業を図り、常に変化する市場環境と多様化する顧客ニーズにスピード感をもった的確に対処しながら企業価値のさらなる向上に向けて事業展開を進めてまいります。

⑦ AWSとのパートナーエコシステム（注7）構築

当社は、AWSのパートナープログラムであるAWSパートナーネットワーク（APN）に加盟して、国内パブリッククラウド市場において高いシェアを有するAWSと強固なリレーションを構築しております。AWSと「パートナーエコシステム」を構築することでAWSから技術・ビジネス・販売及びマーケティング面における様々な支援を得ることが可能となり、相互に成長が加速する好循環を目指しております。今後も双方にメリットのある取り組みを進め、強固なエコシステムの構築を目指してまいります。

（注1）APNとは、AWS Partner Network の略称であります。AWSパートナー企業のビジネス、技術、マーケティング、市場開拓等における活動を支援・促進するためのさまざまなサポートを提供する制度です。AWSの活用を支援する「コンサルティングパートナー」と、AWSを使ったソフトウェア・サービスを提供する「テクノロジーパートナー」の2つに大分されます。APNコンサルティングパートナーは、AWSに関する営業体制を保有し、AWSを活用したシステムインテグレーションやアプリケーション開発能力をAmazon Web Services, Inc.に認定されたパートナーの総称であり、営業・技術力、導入実績、貢献度等に応じて「レジスタード」「スタンダード」「アドバンスト」「プレミアム」の4階層が存在します。最上位のプレミアムコンサルティングパートナーは、APNコンサルティングパートナーの中でも最も優れた実績を残したパートナーとして位置づけられております。

- (注2) AWS認定資格とは、AWS(Amazon Web Services)上でアプリケーション開発やオペレーションが行えるだけの技術的な専門知識を持っていることを認定する資格であります。
- (注3) アプリケーションスタックとは、AWSのサービス提供範囲が、従来から提供しているインフラ層（インターネット経由でハードウェアやICTインフラをサービスとして提供）にとどまらず、インフラ層と相互運用性のある上層のプラットフォーム層（インターネット経由でOSやミドルウェア等のプラットフォームをサービスとして提供）に至るまで、サービスラインアップを拡充していることを意味しています。
- (注4) IaaS とは、Infrastructure-as-a-Serviceの略称であります。インターネットを経由して、CPUやメモリなどのハードウェア、サーバーやネットワークなどのITインフラを提供するサービスであります。
- (注5) プラットフォームサービスとは、商品やサービス・情報を集めた「場」を提供することで利用客を増やし、市場での優位性を確立するビジネスモデルであります。
- (注6) HPC（ハイパフォーマンス・コンピューティング）とは、大規模で高性能なコンピュータシステムを用いて、膨大な数の計算を必要とする処理を行うことを指します。
- (注7) パートナーエコシステムとは、さまざまなパートナー制度を提供することによって戦略的な事業拡大を図る仕組みであります。

(5) 主要な事業内容 (2019年2月28日現在)

サ ー ビ ス	事 業 内 容
クラウドインテグレーション	従来のオンプレミス環境で運用されてきたシステムをクラウド環境へ移行する際の移行戦略の策定から、基盤のデザイン、構築・導入支援サービスを提供しています。お客様がクラウドを通じて実現するビジネス目標の設定から、実際の移行作業、クラウド導入後の運用計画に至るまで、クラウドに最適化された設計を行います。
リセール	AWSを中心としたクラウドサービスを、当社独自の価値を付加したソリューションとしてお客様にリセールしています。特に、自社で開発したAWS運用の自動化を実現するサービス「Cloud Automator」を付加することにより、AWSのメリットを最大限に引き出すことができることが特長です。
MSP (Managed Service Provider)	AWS上に構築したシステムの性能監視・障害監視、障害が生じた場合の復旧対応や、障害時に迅速な復旧を行うためのバックアップ取得、セキュリティパッチの適用など、24時間365日体制でインフラからミドルウェア層までをカバーする運用代行サービスを提供しています。

(6) 主要な事業所及び営業所 (2019年2月28日現在)

本 社 (東 京)	東京都新宿区揚場町1番21号 飯田橋升本ビル2階
大 阪 オ フ ィ ス	大阪府大阪市北区芝田1丁目14番8号 梅田北プレイス5階
福 岡 オ フ ィ ス	福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目2番2号 博多東ハニービル 8階
仙 台 オ フ ィ ス	宮城県仙台市青葉区中央2丁目8番13号 大和証券仙台ビル8階

(注) 大阪オフィス、福岡オフィス及び仙台オフィスにつきましては支店登記を行っておりません。

(7) 使用人の状況 (2019年2月28日現在)

使 用 人 数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
92 (2) 名	7 (1) 名	35.6歳	2.6年

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時従業員数は () 内に最近1年間の平均人数を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2019年2月28日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	200,000千円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	100,000

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2019年3月13日付で東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしました。

Ⅱ. 株 式 の 状 況 (2019年2月28日現在)

- (1) 発行可能株式総数 5,400,000株
 (2) 発行済株式の総数 1,490,000株
 (3) 株 主 数 11名
 (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
大 石 良	775,600株	52.05%
株 式 会 社 テ ラ ス カ イ	460,000	30.87
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	65,000	4.36
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	65,000	4.36
羽 柴 孝	48,000	3.22
大 塩 啓 行	40,000	2.68
鳥 筥 尾 務	12,000	0.81
大 野 麻 理	12,000	0.81
望 月 明 人	6,000	0.40
古 川 尚 良	3,200	0.21
ATPプラス有限責任事業組合 組合員株式会社エイ・トラスト・ パートナーズ	3,200	0.21

- (注) 1. 持株比率は、小数点第三位以下を四捨五入して表示しております。
 2. 2019年3月12日を払込期日とする公募増資による新株式発行により、発行済株式の総数は200,000株増加しております。
 3. 当社は2013年9月に株式会社テラスカイと資本・業務提携を行い、2019年2月期現在、同社は当社の発行済株式総数の30.87%（保有株数 460,000株）を保有する株主となっております。同社は、2019年3月13日の株式会社東京証券取引所マザーズ市場への上場にあたり、当社株式の売出しを行っております。この結果、同社の発行済株式総数は19.99%（保有株数 337,900株）となり、当社は同社の持分法適用会社から除外され、同社の関係会社から除外されております。

Ⅲ. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
発行決議日		2015年12月8日	2015年12月8日	2017年2月23日	2018年8月17日
新株予約権の数		2,000個	1,970個	1,600個	150個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 8,000株 (新株予約権1個につき4株)	普通株式 7,880株 (新株予約権1個につき4株)	普通株式 6,400株 (新株予約権1個につき4株)	普通株式 600株 (新株予約権1個につき4株)
新株予約権の払込金額		5円	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 1,600円 (1株当たり 400円)	新株予約権1個当たり 1,600円 (1株当たり 400円)	新株予約権1個当たり 5,800円 (1株当たり 1,450円)	新株予約権1個当たり 6,000円 (1株当たり 1,500円)
権利行使期間		2015年12月25日から 2025年12月24日まで	2017年12月9日から 2025年12月8日まで	2019年2月24日から 2027年2月23日まで	2020年9月1日から 2028年6月30日まで
行使の条件		(注) 1	(注) 2	(注) 3	(注) 4
役員 の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 2,000個 目的となる株式数 8,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 1,970個 目的となる株式数 7,880株 保有者数 2名	新株予約権の数 1,600個 目的となる株式数 6,400株 保有者数 2名	—
	社外取締役	—	—	—	新株予約権の数 150個 目的となる株式数 600株 保有者数 1名

(注) 1. 第1回新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

- (1) 新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、次に掲げる各事由が生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使価額にて、行使期間満了日までに行使しなければならないものとします。
 - イ. 行使価額に60%を乗じた価格（1円未満切り上げ）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合
 - ロ. 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額に60%を乗じた価格（1円未満切り上げ）を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき
 - ハ. 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額に60%を乗じた価格（1円未満切り上げ）を下回る価格となったとき
 - 二. 新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、各事業年度末日を基準日として第三者評価機関等によりDCF法並びに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が行使価額に60%を乗じた価格（1円未満切り上げ）を下回ったとき（ただし、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が第三者評価機関等と協議の上本項への該当を判断するものとします。）
 - (2) 2017年11月1日付で行った1株を4株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「役員の保有状況」における「目的となる株式数」は調整されております。
2. 第2回新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。
- (1) 新株予約権者は、当社の普通株式が金融商品取引所に上場された場合にのみ、本新株予約権を行使することができます。
 - (2) 本新株予約権者は、当社の普通株式が上場された日（以下、「上場日」という。）以降の次に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて次の各号に掲げる割合を限度として行使することができます。なお、上場日が2020年12月7日以降となる場合には、下記の上場日を「2020年12月7日」と読み替えるものとします。
 - イ. 上場日から1年を経過する日以降 25%
 - ロ. 上場日から2年を経過する日以降 50%
 - ハ. 上場日から3年を経過する日以降 75%
 - ニ. 上場日から4年を経過する日以降 100%

- (3) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。
 - (4) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めておりません。
 - (5) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」によるものとします。
 - (6) 2017年11月1日付で行った1株を4株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「役員の保有状況」における「目的となる株式数」は調整されております。
3. 第3回新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。
- (1) 新株予約権者は、当社の普通株式が金融商品取引所に上場された場合にのみ、本新株予約権を行使することができます。
 - (2) 本新株予約権者は、当社の普通株式が上場された日(以下、「上場日」という。)以降の次に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて次の各号に掲げる割合を限度として行使することができます。なお、上場日が2022年2月22日以降となる場合には、下記の上場日を「2022年2月22日」と読み替えるものとします。
 - イ. 上場日から1年を経過する日以降 25%
 - ロ. 上場日から2年を経過する日以降 50%
 - ハ. 上場日から3年を経過する日以降 75%
 - ニ. 上場日から4年を経過する日以降 100%
 - (3) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。
 - (4) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めておりません。
 - (5) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」によるものとします。
 - (6) 2017年11月1日付で行った1株を4株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「役員の保有状況」における「目的となる株式数」は調整されております。
4. 第4回新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。
- (1) 新株予約権者は、当社の普通株式が金融商品取引所に上場された場合にのみ、本新株予約権を行使することができます。
 - (2) 本新株予約権者は、当社の普通株式が上場された日(以下、「上場日」という。)以降の次に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて次の各号に掲げる割合を限度として行使することができます。なお、上場日が2023年6月29日以降となる場合には、下記の上場日を「2023年6月29日」と読み替えるものとします。
 - イ. 上場日から1年を経過する日以降 25%
 - ロ. 上場日から2年を経過する日以降 50%
 - ハ. 上場日から3年を経過する日以降 75%
 - ニ. 上場日から4年を経過する日以降 100%
 - (3) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。
 - (4) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めておりません。
 - (5) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」によるものとします。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

第 4 回 新 株 予 約 権	
発 行 決 議 日	2018年 8 月17日
新 株 予 約 権 の 数	(注) 1, 2 10,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 40,000株 (新株予約権 1 個につき 4 株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権 1 個当たり 6,000円 (1 株当たり 1,500円)
権 利 行 使 期 間	2020年 9 月 1 日から 2028年 6 月30日まで
行 使 の 条 件	(注) 3
使用人等への 交 付 状 況	当 社 使 用 人 新株予約権の数 9,850個 目的となる株式数 39,400株 交付者数 55名
	子会社の役員及び使用人 新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 交付者数 一名

(注) 1. 2019年 2 月28日現在において交付時より新株予約権の数が200個減少しておりますが、減少の理由は、退職による権利の喪失によるものであります。

2. 社外取締役 1 名に対して、新株予約権150個の交付を行っております。

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

(1) 新株予約権者は、当社の普通株式が金融商品取引所に上場された場合にのみ、本新株予約権を行使することができます。

(2) 本新株予約権者は、当社の普通株式が上場された日(以下、「上場日」という。)以降の次に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて次の各号に掲げる割合を限度として行使することができます。なお、上場日が2023年 6 月29日以降となる場合には、下記の上場日を「2023年 6 月29日」と読み替えるものとします。

イ. 上場日から 1 年を経過する日以降 25%

ロ. 上場日から 2 年を経過する日以降 50%

ハ. 上場日から 3 年を経過する日以降 75%

ニ. 上場日から 4 年を経過する日以降 100%

(3) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。

(4) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めておりません。

(5) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」によるものとします。

IV. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況

(2019年2月28日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	大 石 良	
取 締 役	羽 柴 孝	営業1部長及び営業2部長、株式会社スカイ365取締役
取 締 役	大 塩 啓 行	シェアードサービス部長、株式会社スカイ365取締役
取 締 役	寺 嶋 一 郎	TERRANET代表 PC・ネットワークの管理・活用 を考える会幹事長 特定非営利活動法人ビジネスシ ステムイニシアティブ協会副理 事長・事務局長 一般社団法人IIBA日本支部代表 理事
常 勤 監 査 役	井 上 幹 也	
監 査 役	鳥 笥 尾 務	
監 査 役	望 月 明 人	ディエスコンサルティング株式 会社顧問
監 査 役	兵 法 繁 壽	山一證券株式会社 M&Aコンサル ティング業務部長

- (注) 1. 取締役寺嶋一郎氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役井上幹也氏及び監査役鳥笥尾務氏、監査役兵法繁壽氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役井上幹也氏は、情報通信業に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役鳥笥尾務氏は、長年に渡り経理業務の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役兵法繁壽氏は、金融・法務分野に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社は、社外取締役寺嶋一郎氏及び社外監査役井上幹也氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役寺嶋一郎氏、並びに常勤社外監査役井上幹也氏、社外監査役鳥笥尾務氏、兵法繁壽氏及び監査役望月明人氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 (う ち 社 外 取 締 役)	4名 (1)	56,604千円 (2,400)
監 (う ち 社 外 監 査 役)	4 (3)	15,300 (12,900)
合 (う ち 社 外 役 員)	8 (4)	71,904 (15,300)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額は、2016年5月27日開催の定時株主総会において、年額300百万円以内と決議されております。
2. 監査役の報酬等の額は、2016年5月27日開催の定時株主総会において、年額50百万円以内と決議されております。

- ② 当事業年度に支払った役員退職慰労金
該当事項はありません。

- ③ 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役寺嶋一郎氏は、TERRANET代表、PC・ネットワークの管理・活用を考える会幹事長、特定非営利活動法人ビジネスシステムイニシアティブ協会副理事長及び一般社団法人IIBA日本支部代表理事であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・監査役兵法繁壽氏は、山一証券株式会社 M&Aコンサルティング業務部長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 寺 嶋 一 郎	当事業年度に開催された取締役会25回のうち25回に出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
監査役 井 上 幹 也	2018年5月18日就任以降、当事業年度に開催された取締役会22回のうち22回、監査役会15回のうち14回に出席いたしました。主に事業活動・経営に関し、実務経験者としての見地から適宜発言を行っております。
監査役 鳥 笥 尾 務	当事業年度に開催された取締役会25回のうち25回、監査役会17回のうち17回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計分野に関し、実務経験者としての見地から適宜発言を行っております。
監査役 兵 法 繁 壽	当事業年度に開催された取締役会25回のうち24回、監査役会17回のうち17回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に金融・法務分野に関し、実務経験者としての見地から適宜発言を行っております。

V. 会計監査人の状況

(1) 名 称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報 酬 等 の 額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	13,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15,000

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非 監 査 業 務 の 内 容

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項以外の業務であるコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

VI. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
 - (a) コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス規程を定める。
 - (b) コンプライアンス体制を統括する組織としてコンプライアンス委員会を設置する。
 - (c) 取締役及び使用人がコンプライアンス上問題がある事態を認知した場合は、直ちにコンプライアンス委員会に報告するものとする。コンプライアンス委員会は、問題の性質に応じて適宜担当部署に問題の調査・対応を委嘱する。又、全社的な見地から対応を要する問題については、速やかにコンプライアンス委員会は調査委員会を組織するなどして真相究明を行うとともに再発防止策を含む対応についての提言を行う。又、コンプライアンス相談窓口を設置する。
 - (d) 監査役及び内部監査室は、コンプライアンス体制の有効性及び適切性等、コンプライアンスに関する監査を行う。
- ② 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制
 - (a) 取締役は、法令及び取締役会規程に基づき職務の執行の状況を取締役に報告する。報告された内容については取締役会議事録に記載又は記録し、法令に基づき保存するものとする。
 - (b) 取締役の職務の執行に関する情報の保存及び管理に関する基本規程として、文書管理規程を定める。

- (c) 文書の取扱いに関しては、文書管理規程において保存期間に応じて区分を定める。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (a) 損失の危険の管理について、情報セキュリティ管理規程において情報セキュリティ管理責任者を定め、先ず、当該リスクの発生情報については各部署からの定期的な業務報告のみならず、緊急時には迅速に報告がなされる体制を整備するものとする。
- (b) 当該損失危険の管理及び対応については、リスク管理規程に基づき、企業活動に関わるリスクについて把握するとともに、リスクの発生の防止、発生したリスクへの対処を統括的に行う。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 取締役会規程に基づき定時取締役会を原則毎月1回開催し、必要ある場合には適宜臨時取締役会を開催することとする。又、各部署の活動状況の報告、取締役会での決定事項の報告等を行う会議体として経営会議を原則毎週1回開催することとし、経営情報の共有と業務運営の効率化を図る。
- (b) 取締役を含む会社の業務執行全般の効率的な運営を目的として組織規程・業務分掌規程・職務権限規程を定め、実態に応じて適宜改正を行う。
- ⑤ 当社及び関係会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (a) 関係会社の業務の円滑化と管理の適正化を目的として関係会社管理規程を定める。
- (b) コンプライアンス規程は全グループ会社に適用し、全グループ会社の法令順守に関する体制はコンプライアンス委員会が統括する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (a) 監査役がその職務を補助すべき使用人（以下「監査役補助者」という。）を置くことを求めた場合においては、適切な人員配置を速やかに行うものとする。
- (b) 監査役補助者の選任及び異動については、あらかじめ監査役の承認を得なければならない。
- (c) 監査役補助者の職務は監査役の補助専任とし、他の一切の職務の兼任を認めないものとする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する事項
- 取締役は、以下の重要事項を定期的に常勤監査役に報告するものとし、監査役会において、常勤監査役から報告する。又その他の監査役からの要請があれば、直接報告するものとする。
- (a) 重要な機関決定事項
- (b) 経営状況のうち重要な事項
- (c) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- (d) 内部監査状況及び損失の危険の管理に関する重要事項
- (e) 重大な法令・定款違反
- (f) その他、重要事項
- ⑧ 当社監査役へ報告をした者が報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社の取締役及び使用人等は、監査役に直接報告を行うことができ、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを内部通報制度に基づいて禁止する。
- ⑨ 当社監査役の職務の執行のための費用又は債務の処理に関する方針に関する事項
- 監査役から職務上必要と認められる費用について請求があるときは、当該費用を負担または債務を処理する。なお、監査役は、職務上必要と認められる費用について、毎年、あらかじめ一定額の予算を計上する。ただし、緊急又は、臨時に支出した費用についても、会社に償還を請求する権利を有する。

- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役会は取締役及び重要な使用人に対してヒアリングを実施することができるとともに、代表取締役社長、会計監査人と意見交換等を実施できる体制を整備するものとする。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
反社会的勢力排除規程において、反社会的勢力との一切の関係の遮断、不当要求の排除、取引の全面的禁止、影響力の利用の禁止について定める。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、社外取締役1名、社外監査役3名を選任し、全取締役及び監査役とともに経営の意思決定機関である取締役会を構成しております。

社外取締役及び社外監査役の豊富な経験、高い見識に基づき、当社の意思決定機能を監督する体制を採ることによって取締役会の機能を高めるとともに、業務執行については法令・定款・規程にしたがって経営会議に授權することで経営及び執行の質とスピードの向上を図っております。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役会
当社の取締役会は、会社の経営方針、経営戦略、事業計画、重要な財産の取得及び処分並びに重要な組織及び人事に関する意思決定機関として取締役4名（うち社外取締役1名）で構成されており、原則として月に1回の定時取締役会の開催に加え、重要案件が生じた際に臨時取締役会を都度開催しております。また、取締役会にはすべての監査役が出席し、取締役の業務執行の状況を監視できる体制となっております。
- ② 監査役会
当社は監査役会制度を採用しております。当社の監査役会は、常勤社外監査役1名及び非常勤監査役3名（うち社外監査役2名）で構成されており、原則として月に1回の監査役会を開催するとともに、取締役の法令・定款・規程等の遵守状況及び職務執行状況を監査し、業務監査及び会計監査が有効に実施されるように努めております。また、監査役は会計監査人及び内部監査責任者と緊密に連携するとともに、定期的な情報交換を行い、相互の連携を深め、監査の実効性と効率性の向上に努めております。
- ③ 会計監査人
会計監査人は、有限責任あずさ監査法人の業務執行社員2名及び監査業務に係る補助者8名で構成されており、金融商品取引法に基づく会計監査を実施しております。
- ④ 経営会議
経営会議は、経営及び業務執行に関する決議・協議及び諮問機関として設置しております。常勤取締役3名を構成員として、各部長及び常勤監査役が同席し、原則として週に1回の経営会議を開催して、経営に関する重要事項の協議等を行っております。

貸借対照表

(2019年2月28日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,982,322	流動負債	1,182,017
現金及び預金	760,265	買掛金	273,976
売掛金	662,701	短期借入金	300,000
仕掛品	55,656	未払金	30,073
前渡金	238,988	未払費用	24,043
前払費用	27,079	未払法人税等	185,871
繰延税金資産	19,083	未払消費税等	53,253
預け金	225,369	前受金	272,774
貸倒引当金	△ 6,821	預り金	9,915
固定資産	1,208,675	賞与引当金	31,918
有形固定資産	31,133	受注損失引当金	190
建物	23,457	固定負債	272,315
工具、器具及び備品	7,676	繰延税金負債	272,315
無形固定資産	114,828	負債合計	1,454,332
ソフトウェア	102,685	(純資産の部)	
ソフトウェア仮勘定	7,208	株主資本	1,104,760
商標権	4,858	資本金	169,100
その他	75	資本剰余金	159,100
投資その他の資産	1,062,713	資本準備金	159,100
投資有価証券	12,000	利益剰余金	776,560
関係会社株式	1,005,152	その他利益剰余金	776,560
長期前払費用	323	繰越利益剰余金	776,560
敷金	42,962	評価・換算差額等	631,892
その他	2,275	その他有価証券評価差額金	631,892
		新株予約権	12
		純資産合計	1,736,665
資産合計	3,190,998	負債・純資産合計	3,190,998

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

〔 2018年 3 月 1 日から
2019年 2 月 28日まで 〕

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		4,477,879
売 上 原 価		3,617,972
売上総利益		859,906
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		524,243
営業利益		335,663
営業外収益		
受 取 利 息	65	
受 取 手 数 料	10,407	
助 成 金 収 入	1,022	
そ の 他	719	12,215
営業外費用		
支 払 利 息	3,105	
社 債 発 行 費 償 却	249	
為 替 差 損	1,188	
株 式 交 付 費	3,240	
株 式 公 開 費 用	3,000	
そ の 他	1,460	12,243
経常利益		335,635
特別利益		
関 係 会 社 株 式 売 却 益	207,053	207,053
税引前当期純利益		542,689
法人税、住民税及び事業税	198,718	
法人税等調整額	△ 12,749	185,969
当期純利益		356,719

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

〔 2018年3月1日から
2019年2月28日まで 〕

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計
		資本準備 金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益 剰余金 合計	
				繰越利益 剰余金		
2018年 3 月 1 日 残 高	71, 600	61, 600	61, 600	419, 840	419, 840	553, 040
当期変動額						
新株の発行	97, 500	97, 500	97, 500			195, 000
当期純利益				356, 719	356, 719	356, 719
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）						
当期変動額合計	97, 500	97, 500	97, 500	356, 719	356, 719	551, 719
2019年 2 月 28 日 残 高	169, 100	159, 100	159, 100	776, 560	776, 560	1, 104, 760

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価 差額金	評価・換算差 額等合計		
2018年3月1日残高	765,153	765,153	12	1,318,207
当期変動額				
新株の発行				195,000
当期純利益				356,719
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）	△ 133,261	△ 133,261	—	△ 133,261
当期変動額合計	△ 133,261	△ 133,261	—	418,458
2019年2月28日残高	631,892	631,892	12	1,736,665

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの・・・事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法）を採用しております。

時価のないもの・・・移動平均法による原価法を採用しております。

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法を採用しております。

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）を採用しております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を適用しています。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物 3年～18年

工具、器具及び備品 4年～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、商標権については10年、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づいております。

5. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

社債発行費

社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約のうち、将来の損失発生が見込まれ、かつ、当該損失を合理的に見積ることが可能なものについては、翌事業年度以降の損失見込

額を計上しております。

8. 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェア等に係る売上高及び売上原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる場合については工事進行基準（工事の進捗率の見積は原価比例法）を適用し、その他の場合については工事完成基準を適用しております。

9. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。

（会計方針の変更に関する注記）

該当事項はありません。

（表示方法の変更に関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

（1）担保に供している資産及び担保に係る債務

該当事項はありません。

（2）有形固定資産の減価償却累計額 22,588千円

（3）関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	4,869千円
② 短期金銭債務	11,915千円

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売 上 高	31,737千円
営 業 費 用	161,534千円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

（1）当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普 通 株 式 1,490,000株

（2）当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普 通 株 式 一株

（3）剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

該当事項はありません。

（4）当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普 通 株 式 132,840株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、為替リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客企業の信用リスクに晒されております。また、外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。預け金は、決済サービス会社及びクレジットカード会社に対する当社資金の預入であり、預入先の信用リスクに晒されております。また、外貨建の預け金は、為替の変動リスクに晒されております。関係会社株式は、業務又は資本提携に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日であります。また、外貨建の営業債務は、為替の変動リスクに晒されておりますが原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。借入金及び社債は、主に事業に必要な資金の調達を目的としたものであり、流動性リスクに晒されておりますが、定期的に資金計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持により流動性リスクを管理しております。

短期借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建営業債務に係る将来の為替相場の変動リスクを軽減することを目的とした先物為替予約取引であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権及び預け金について、シェアードサービス部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引方針・取引権限等を定めた管理規程に従い、シェアードサービス部が決裁者の承認を得て行っております。

短期借入金については、金利の変動を定期的にモニタリングし、金利変動リスクの早期把握を図っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づきシェアードサービス部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年2月28日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	760,265	760,265	—
(2) 売掛金	662,701		
貸倒引当金(*)	△ 6,821		
	655,880	655,880	—
(3) 預け金	225,369	225,369	—
(4) 関係会社株式	955,152	955,152	—
資産計	2,596,667	2,596,667	—
(1) 買掛金	273,976	273,976	—
(2) 短期借入金	300,000	300,000	—
(3) 未払金	30,073	30,073	—
(4) 未払法人税等	185,871	185,871	—
(5) 未払消費税等	53,253	53,253	—
負債計	843,175	843,175	—

(*) 売掛金については対応する貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 預け金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 関係会社株式

時価については、取引所の価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、（有価証券に関する注記）をご参照ください。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等、(5) 未払消費税等

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	2019年2月28日
非上場株式	12,000
関係会社株式	50,000

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表に含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	760,265	—	—	—
売掛金	662,701			
預け金	225,369	—	—	—
合計	1,648,336	—	—	—

4. 短期借入金の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年以内 (千円)
短期借入金	300,000	—	—	—		
合計	300,000	—	—	—		

(有価証券に関する注記)

1. 売買目的有価証券

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式は、該当事項はありません。

関連会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式50,000千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

4. その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	955,152	44,381	910,770
	債券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	955,152	44,381	910,770
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		955,152	44,381	910,770

非上場株式（貸借対照表計上額 関係会社株式 12,000 千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

5. 本年度中に売却したその他有価証券

区分	売却額 (千円)	売却益の合計 (千円)	売却損の合計 (千円)
株式	222,890	207,053	—
債券	—	—	—
その他	—	—	—
合計	222,890	207,053	—

(賃貸等不動産に関する注記)

該当事項はありません。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	7,076千円
貸倒引当金	2,088千円
未払費用	3,238千円
賞与引当金	9,773千円
受注損失引当金	58千円
減価償却超過額	6,562千円
その他	562千円
繰延税金資産小計	29,360千円
評価性引当額	△2,650千円
繰延税金資産合計	26,709千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△278,878千円
その他	△1,063千円
繰延税金負債合計	△279,941千円
繰延税金資産の純額	△253,231千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.86%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.42%
住民税均等割等	0.29%
評価制引当額の増減額	0.04%
法人税特別控除	△ 2.48%
留保金課税	6.98%
税率変更による差異	0.27%
過年度法人税等	△ 1.97%
その他	△ 0.14%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.27%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

2018年7月31日に第三者割当増資による新株式の発行を行った結果、当事業年度において資本金が増加したことに伴い、外形標準課税が適用されることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、従来の34.6%から、2019年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.6%となりました。

なお、この税率変更により、繰延税金資産が1,464千円及び繰延税金負債が46,440千円減少し、法人税等調整額が1,464千円及びその他有価証券評価差額金が46,440千円増加しております。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

該当事項はありません。

(持分法損益に関する注記)

関連会社に対する投資の金額	50,000千円
持分法を適用した場合の投資の金額	56,336千円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	21,192千円

- (注) 1. 上記の金額のほか、第三者割当増資による持分変動利益457千円が生じております。
2. 記載事項は表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

(1) 1株当たりの純資産額	1,165円54銭
(2) 1株当たりの当期純利益	248円44銭

(重要な後発事象に関する注記)

(公募増資)

当社は、2019年3月13日の株式会社東京証券取引所マザーズ市場への上場にあたり、2019年2月7日及び2019年2月22日開催の取締役会において、下記のとおり新株式発行を決議し、2019年3月12日に払込みが完了いたしました。この結果、資本金は 608,860千円、発行済株式総数は 1,690,000株となっております。

(1) 募集株式の種類及び数	当社普通株式 200,000株
(2) 発行価格 1株につき	4,780円
(3) 引受価額 1株につき	4,397.60円
(4) 発行価額 1株につき	3,672円 (会社法上の払込金額)
(5) 資本組入額 1株につき	2,198.80円
(6) 発行価額の総額	734,400,000円
(7) 資本組入額の総額	439,760,000円
(8) 払込金額の総額	879,520,000円
(9) 払込期日	2019年3月12日(火曜日)
(10) 資金の使途	事業拡大を目的とした増加人員に係る採用費及び労務費・人件費の一部、クラウドインテグレーション及びMSPにおける業務委託費の一部、サービス基盤拡充等のために金融機関から借り入れた短期借入金の返済資金に充当予定であります。

(その他の注記)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2019 年 4 月 18 日

株式会社サーバーワークス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	開内 啓行
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	坂井 知倫
--------------------	-------	-------

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サーバーワークスの2018年3月1日から2019年2月28日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2019年2月7日及び2019年2月22日開催の取締役会において新株式発行を決議し、2019年3月12日に払込みが完了した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年3月1日から2019年2月28日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、重要な関連会社については、関連会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて関連会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュフロー計算書、重要な会計方針およびその他の注記）について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

当監査役会は個別注記表の重要な後発事象に記載されている2019年3月12日払込完了の公募増資は法令及び定款に従い適正に行われており、監査意見に影響するものではないと認めます。

以上

2019年5月14日

株式会社サーバーワークス
監 査 役 会

常勤監査役（社外監査役） 井上 幹也

社 外 監 査 役 鳥笥尾 務

監 査 役 望月 明人

社 外 監 査 役 兵法 繁壽

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役報酬等の額は2016年5月27日開催の定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただいておりますが、今般、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、当社の取締役に對し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき当社の取締役（以下「対象取締役」といいます。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額100百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内）いたします。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は4名（うち社外取締役1名）です。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年20千株以内（うち社外取締役分は年4千株以内）（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

- (1) 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、3年間以上で当社の取締役会が定める期間又は本割当株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任若しくは退職する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- (2) 対象取締役が当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、上記(1)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締

役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

(ご参考)

当社は、当社の従業員に対し、譲渡制限付株式を付与する予定であります。

株主総会会場ご案内図

会場のご案内

東京都新宿区揚場町1番21号飯田橋升本ビル2階

当社本店 会議室 TEL 03-5779-8029



交通のご案内

東京メトロ 有楽町線・南北線・東西線「飯田橋駅」B1出口より徒歩1分

都営地下鉄 大江戸線「飯田橋駅」B1出口より徒歩1分

JR 中央線「飯田橋駅」東口・西口より徒歩2分